

# クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業補助金

宮城県では、県内由来のクリーンエネルギーを活用する等して、環境負荷の低減と環境関連産業の振興に資する先導的な取組等を行う事業に対して支援を行います。

## 1 補助事業の概要

◇事業要件：県内で実施する事業であって、県内由来のクリーンエネルギーを活用する等して、環境負荷の低減と環境関連産業の振興に資する事業であること。

◇補助対象者：法人その他団体等（市町村及び一部事務組合等を除く。）

◇補助率：

(1) 県が提示する課題<sup>※1</sup>に対する取組 → 補助対象経費の2/3以内

(2) 事業者からの自由提案による取組 → 補助対象経費の1/2以内

◇事業計画期間：2年以内

◇補助限度額：500万円/年度

ただし、県が指定するテーマ<sup>※2</sup>について、補助金の交付決定後に、補助事業内容に応じた形で県が主催する産学官連携会議に参画して課題解決に取り組む場合、1, 500万円/年度



### ※1 県が提示する課題

(1) ZEB（パッシブ）、木質バイオマス、地中熱、温泉熱に係るエネルギー利用に関するFS調査、研究開発、実証等

(例) { ・ZEB達成に向けたパッシブ技術の開発・実証  
・木質バイオマスエネルギー利用のための燃料供給体制の構築や設備実証

(2) 再生可能エネルギーを活用した先進的農業・福祉モデルの構築

### ※2 県が指定するテーマ

木質バイオマスの利活用促進を目的とした、未利用材等のエネルギー利活用促進に向けた検討

## 3 補助対象経費

機械装置費・構築物費・原材料費・工具器具費・外注費・指導受入費・共同開発費・旅費・委託費・補助事業を行うために直接必要なその他の経費

## 4 事業計画の募集期間

令和2年8月3日（月）から令和2年9月4日（金）まで

## 5 審査・交付決定

補助金の交付は、「クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業計画」の認定を受けていることが条件となります。補助金の交付を希望される方は、はじめに事業計画の申請をしてください。

申請された事業計画は、①環境負荷低減効果、②産業振興効果・地域経済波及効果、③先導性・モデル性、④実現可能性、⑤事業遂行能力の観点から認定の適否を決定します。

補助金の交付は、認定された事業計画の中から決定します。ただし、認定された事業計画の全てが補助金の交付を受けられるとは限りませんので、御注意ください。

事業計画と補助金の申請に関する詳細は、Webサイトを御覧ください。



【問い合わせ先】宮城県 環境生活部 環境政策課 環境産業振興班

◇電話 022-211-2664 ◇ファックス 022-211-2669

◇ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-s/>